

新宿区新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 3 月

平成 29 年 4 月改定

新 宿 区

目 次

はじめに	1
第1章 基本的な方針	3
1 計画の基本的考え方	3
2 対策の目的	4
3 被害想定	5
4 発生段階の考え方	6
5 対策実施上の留意点	7
第2章 国、東京都、新宿区等の役割	8
1 基本的な責務	8
2 新型インフルエンザ等に対応する新宿区の実施体制	10
第3章 対策の基本項目	16
1 サーベイランス・情報収集	16
2 情報提供・共有	16
3 区民相談	18
4 感染拡大防止	19
5 予防接種	21
6 医療	22
7 区民生活及び経済活動の安定の確保	24
＜緊急事態宣言時の措置＞	26
第4章 各段階における対策	30
1 未発生期	30
2 海外発生期	40
3 国内発生早期	46
4 都内発生早期	50
5 都内感染期	56
6 小康期	63
第5章 新宿区新型インフルエンザ等対策事業継続計画	67
1 事業継続計画（新型インフルエンザ等対策）の考え方	67
2 実施業務の調査概要	67
3 業務選定の考え方	69
4 業務選定における留意点	72
5 業務選定の結果	74

6	都内感染期（緊急事態宣言下）の職員体制	114
7	全庁的な応援体制	115
8	区庁舎での感染拡大防止策	117
9	事業継続マネジメントの必要性	120
10	事業継続計画の公表・普及活動の実施	120
11	訓練・研修の実施	121
	用語の解説	122

はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものも発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等とあいまって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等への対策の強化を図るものである。

2 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザについて、平成17年、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、対策を講じてきた。さらに、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」で、新型インフルエンザ対策の強化を図り、平成21年2月、新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）が世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は1.8万人、平成22年9月末現在で死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この際の対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について多くの知見や教訓が得られた。

病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などもみられ、病原性が高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、過去の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための検討を重ね、平成24年5月、病原性が高い新型インフ

ルエンザと同様の危険性がある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が成立されるに至った。

3 新宿区の行動計画の作成

新宿区（以下「区」という。）では、国及び東京都の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成19年1月に「新宿区新型インフルエンザ対策行動計画」を（平成21年9月改定）、平成24年3月に「新宿区事業継続計画（新型インフルエンザ編）」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

平成25年4月に特措法が施行されたことに伴い、国が「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を新たに作成し、次いで東京都が「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「都行動計画」という。）を新たに作成したことを踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とするべく、区が既に策定してきた行動計画と事業継続計画を一本化し、特措法第8条に基づき、新たな行動計画を平成26年3月に策定した。

本行動計画の特徴は以下のとおりである。

- 特措法に基づく、新型インフルエンザ対策として初めての法定の計画である。
- 対象となる疾病を「新型インフルエンザ」から「新型インフルエンザ等」に拡大した。
- 特措法、政府行動計画等で示された区の新たな役割（予防接種の実施、緊急事態宣言時における対応等）について記載した。
- 新型インフルエンザ等の発生時に区民の生活を維持する上で特に重要な業務を継続するための計画『新宿区事業継続計画（新型インフルエンザ編）』を見直し、行動計画と一本化した。

本行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、適時適切に変更を行うものとする。

4 今回の改定について

今回の改定における変更点は以下のとおりである。

- 平成28年4月に行われた組織改正に伴い、担当部署の確認・修正を行うとともに、事業等の確認を行い時点更新した。
- 「新宿区新型インフルエンザ等調整会議」の副座長（代行順位1）を危機管理課長から総務部長に、副座長（代行順位2）を総務課長から健康部副部長にそれぞれ変更した。
- 発生時の遺体への対応について、危機管理担当部、健康部と福祉部で協議を行い、現在の担当である危機管理担当部、健康部、地域振興部に福祉部を加えることとした。

第1章 基本的な方針

1 計画の基本的考え方

(1) 根拠

本行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。

(2) 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

(3) 計画の基本的考え方

本行動計画は、特措法第8条に基づき、政府行動計画及び都行動計画を踏まえ、新宿区における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や新宿区が実施する対策について定めるものである。病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合は弾力的な運用ができるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、区は地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の配慮を要する者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、国、都、指定（地方）公共機関、医療機関、事業者及び区民の役割を示し、新型インフルエンザ等に向けたそれぞれの対策が緊密に連携して推進されるよう図るものである。

新宿区は、約32万人の区民が生活する場であるとともに、大きな昼間人口や交通機関の発達、不特定多数の人々が集まる繁華街やビジネス街を抱える地域でもあり、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスの取れた対策を目指す。

(4) 計画の推進

本行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から教育・訓練の実施などを通して対応能力を高め、計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

(5) 計画の改定

本行動計画の改定は、学識経験者（感染症又は法律）、区内病院・医療関係団体等からなる「新宿区新型インフルエンザ対策連絡会」に意見を聴き、行う。

2 対策の目的

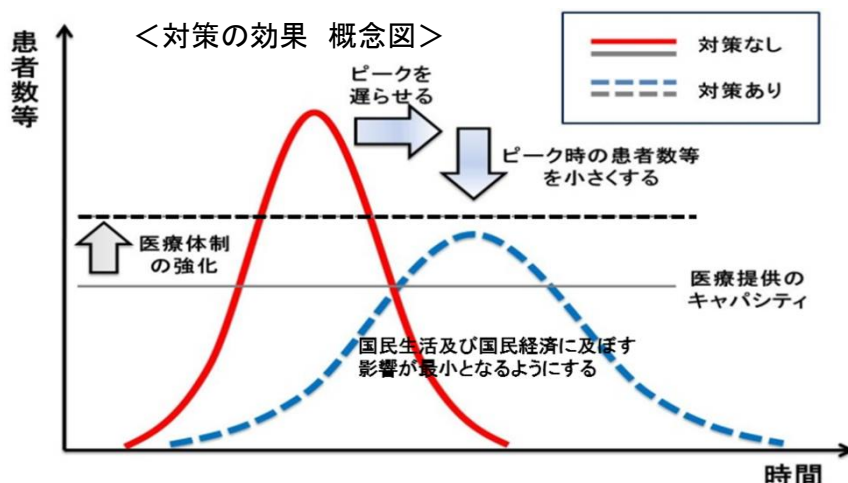
1 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。

2 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。長期的には、国民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超える事態が想定される。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要である。

また、感染の拡大に伴い各事業所等の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることとなる。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

- 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。
 - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・ 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
 - ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は区民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画（内閣官房）

3 被害想定

新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等により、その流行規模や被害想定は異なるため正確に予測することは困難であるが、病原性・感染力等が高い新型インフルエンザが発生した場合に対応できる取組を基本にしつつ、今後新たに発生する様々な病原性、感染力の新型インフルエンザに弾力的に対応する。

健康被害に関しては、東京都の流行予測に準拠し、区民の約30%が罹患するものとして流行予測を行った。社会・経済的な影響としては、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%程度（2週間程度）が欠勤すると想定されている。第一波の期間は約8週間、その後の第二波、第三波により長期化する可能性もあると想定する。

また、1日最大患者数は、有病期間を軽症者は7日間、重症者では14日間、死亡の場合は21日間と仮定して算定した。

新型インフルエンザの流行による新宿区における健康被害の想定は、以下のとおりである。

健康被害		東京都※A	新宿区 ※B	新宿区 昼間人口※C
流行予測	罹患割合	30%		
	患者数	3,785,000人	92,732人	182,437人
流行予測 による 被害	外来受診者数	3,785,000人	92,732人	182,437人
	入院患者数	291,200人	7,134人	14,036人
	死亡者数 (インフルエンザ関連死亡者数※1)	14,100人	345人	680人
流行予測 ピーク時の 被害	1日新規外来患者数	49,300人	1,207人	2,377人
	1日最大患者数	373,200人	9,143人	17,989人
	1日新規入院患者数	3,800人	93人	184人
	1日最大必要病床数	26,500床	649床	1,278床
(参考) 平常時※2	1日平均外来患者数	826,000人	20,237人	
	1日平均入院患者数	106,000人	2,597人	

※A:都行動計画(平成25年11月策定)より引用

※B:都想定を基に、新宿/都の人口比2.45%(平成23年1月1日現在)により算定

※C:都想定を基に、新宿/都の人口比4.82%(平成22年10月1日現在・国勢調査)により算定

※1 インフルエンザ関連死亡者数

インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされている。

※2 東京都患者調査(平成23年調査結果)

4 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、感染の段階に応じて講ずるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画で定める未発生期、海外発生期、地域未発生期、地域発生早期、地域感染期及び小康期の区分にあわせた6区分とする。名称は、東京都行動計画に定める未発生期、海外発生期、国内発生早期（都内では未発生）、都内発生早期、都内感染期及び小康期とする。

また、医療現場においては、患者数により対応が大きく異なる。このため、患者の接触歴が追えなくなった時点で「都内感染期」に移行するが、これを3つのステージにさらに区分し、きめ細かい医療提供体制を整備する。

発生段階の移行は、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」という。）（本部長：東京都知事）の決定による。

<新型インフルエンザ等の発生段階>

政府行動計画		東京都（新宿区）		状態・移行の考え方	
国	地方				
未発生期		未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期		海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	地域未発生期	国内発生早期		国内で患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態	
	地域発生早期	都内発生早期		都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
国内感染期	地域感染期	都内感染期	<医療体制> 第一ステージ (通常の院内体制)	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	<医療体制> 患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態
			第二ステージ (院内体制の強化)		流行注意報発令レベル（10人／定点）を目安とし、入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態
			第三ステージ (緊急体制)		流行警報発令レベル（30人／定点）を目安とし、さらに定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から、病床がひっ迫している状態
小康期		小康期		新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

5 対策実施上の留意点

国、東京都と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、又はその発生したときに、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施するとともに、区内で関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、国や東京都による医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等及び特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、区民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、区民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格への留意

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼において、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

(3) 関係機関相互の連携・協力の確保

新宿区新型インフルエンザ等対策本部と東京都の新型インフルエンザ等対策本部とは、相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、区対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

第2章 国、東京都、新宿区等の役割

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、区、医療機関、事業者、区民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、区民生活及び経済活動を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 基本的な責務

(1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 東京都

平常時には、都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(3) 新宿区

平常時には、本行動計画に基づき、体制の整備、関係機関との調整など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、感染拡大の抑制、住民への予防接種や配慮を要する者への支援など本行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(4) 医療機関

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、地域の医療機関が連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療を提供するよう努める。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都、区等と相互に連携協力し、区民生活が維持できるよう医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続する。

(6) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は区民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、区の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

(7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や区が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく都による施設の使用制限の要請等に協力するなど感染防止のための措置の徹底に努める。

(8) 区民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザに対しても励行している手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、都や区等からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、罹患が疑われる場合における医療機関の受診ルールを守り、感染拡大防止に努める。

2 新型インフルエンザ等に対応する新宿区の実施体制

(1) 新宿区新型インフルエンザ等対策本部等の設置

新型インフルエンザ等の発生・流行があった場合、区民の生命と健康を守り、区民生活を維持するため、「新宿区新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。(根拠：新宿区新型インフルエンザ等対策本部条例)

また、連絡調整機関として、「新宿区新型インフルエンザ等調整会議」を設置し、必要に応じて会議を開催し情報の共有化を図る。

「新宿区新型インフルエンザ等対策本部」及び「新宿区新型インフルエンザ等調整会議」の主な役割は次のとおりである。

なお、新宿区事業継続計画（BCP）の発動・停止については、東京都及び他自治体の動向も勘案し、新宿区新型インフルエンザ等対策本部長（区長）の判断により行うこととする。

新宿区新型インフルエンザ等対策本部の主な役割

- (1) 感染拡大防止対策に関すること
- (2) 情報の収集及び調整に関すること
- (3) 区民に対する適切な情報提供に関すること
- (4) 感染拡大に備えた医療体制の確保に関すること
- (5) 業務の実施態勢に関すること
- (6) 新宿区医師会との連携に関すること
- (7) その他新型インフルエンザ等の対策に関すること

新宿区新型インフルエンザ等調整会議の主な役割

- (1) 国内発生に備えた情報収集及び連絡調整
- (2) 国内発生に備えた態勢整備
- (3) 感染対策物資の確保
- (4) 区民への情報提供
- (5) 職員への感染予防の実施
- (6) その他必要とする事項

新宿区新型インフルエンザ等対策本部 構成員

本部長	区長		
副本部長（代行順位1）	副区長（区長の職務代理の順序が第1順序である副区長）		
副本部長（代行順位2）	副区長（区長の職務代理の順序が第2順序である副区長）		
副本部長（代行順位3）	教育長		
本部員	総合政策部長	本部員	環境清掃部長
本部員	総務部長	本部員	都市計画部長
本部員	秘書担当部長	本部員	会計管理者
本部員	危機管理担当部長	本部員	議会事務局長
本部員	地域振興部長	本部員	教育委員会事務局次長
本部員	文化観光産業部長	本部員	総務課長
本部員	福祉部長	本部員	危機管理課長
本部員	子ども家庭部長	本部員	地域防災担当副参事
本部員	健康部長	本部員	安全・安心対策担当副参事
本部員	新宿区保健所長	本部員	健康政策課長
本部員	健康部副部長	本部員	保健予防課長
本部員	みどり土木部長		
		本部員	その他区長が指名した部課長
本部員	新宿区の区域を管轄する消防署長又はその指名する消防吏員		

新宿区新型インフルエンザ等対策本部会議（事務局：総務部・危機管理担当部）
<p>新型インフルエンザ等対策本部会議は、「新宿区新型インフルエンザ等対策本部」構成員により開催する。</p> <p>医療分野に関する情報提供は健康部が行う。</p>

新宿区新型インフルエンザ等調整会議 構成員

座長	危機管理担当部長		
副座長 (代行順位 1)	総務部長		
副座長 (代行順位 2)	健康部副部長		
構成員	企画政策課長	構成員	健康政策課長
構成員	区政情報課長	構成員	保健予防課長
構成員	総務課長	構成員	土木管理課長
構成員	危機管理課長	構成員	環境対策課長
構成員	地域防災担当副参事	構成員	都市計画課長
構成員	安全・安心対策担当副参事	構成員	会計室長
構成員	地域コミュニティ課長	構成員	教育調整課長
構成員	特別出張所長会幹事長	構成員	選挙管理委員会事務局長
構成員	文化観光課長	構成員	監査事務局長
構成員	地域福祉課長	構成員	議会事務局次長
構成員	子ども家庭課長	構成員	その他区長が指名した課長

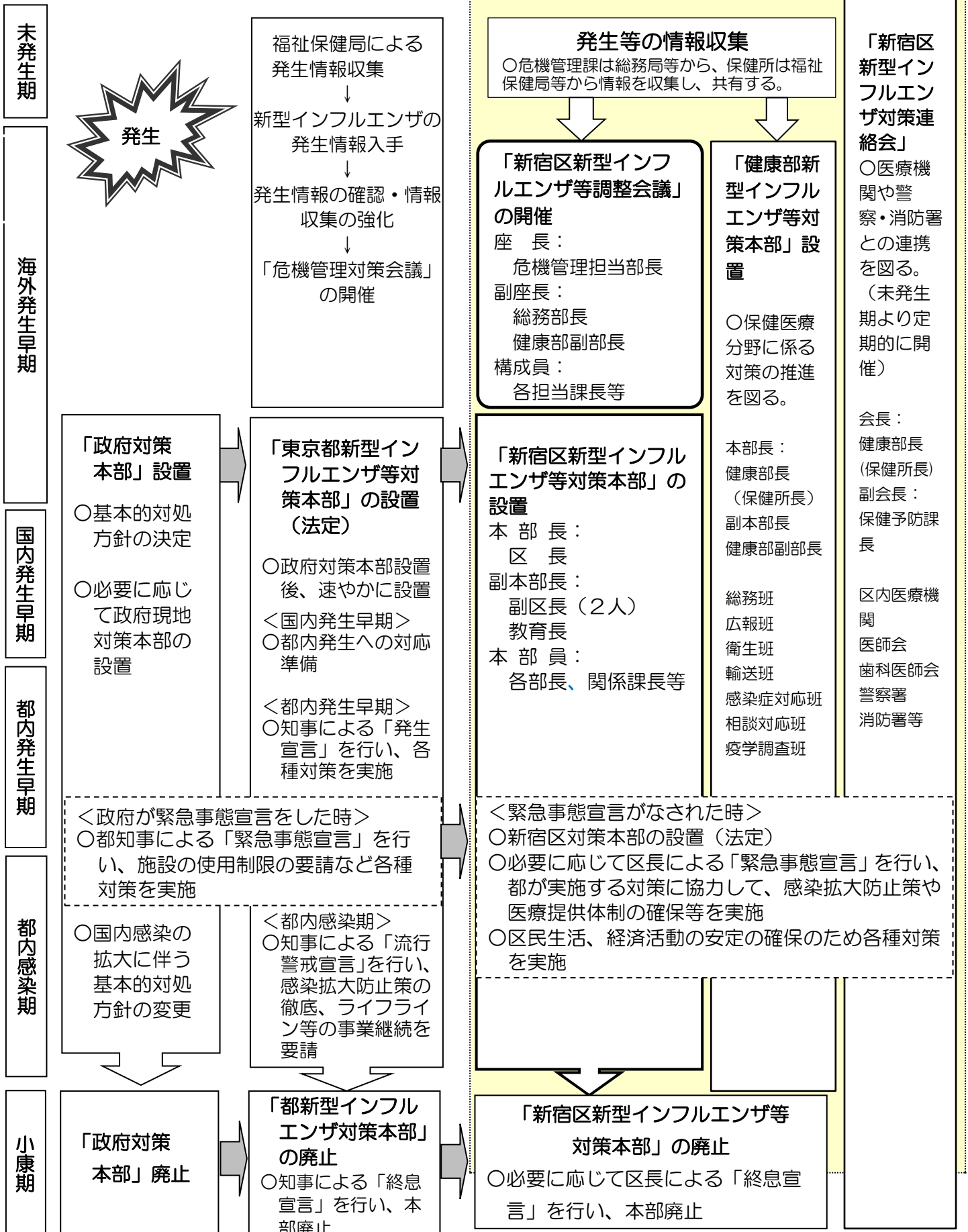
新宿区新型インフルエンザ等調整会議 (事務局：総務部・危機管理担当部)
<p>新型インフルエンザ等調整会議は、対策本部設置以前から必要に応じ随時開催する。</p> <p>医療分野に関する情報提供は健康部が行う。</p>

新型インフルエンザ等対策における危機管理体制

【国】

【都】

【新宿区】



(2) 全庁的な応援体制

ア 応援体制の原則

新型インフルエンザ等の発生に伴い「新たに発生する業務」及び「継続業務」の実施が困難になる場合は、全庁的な応援体制を実施する。

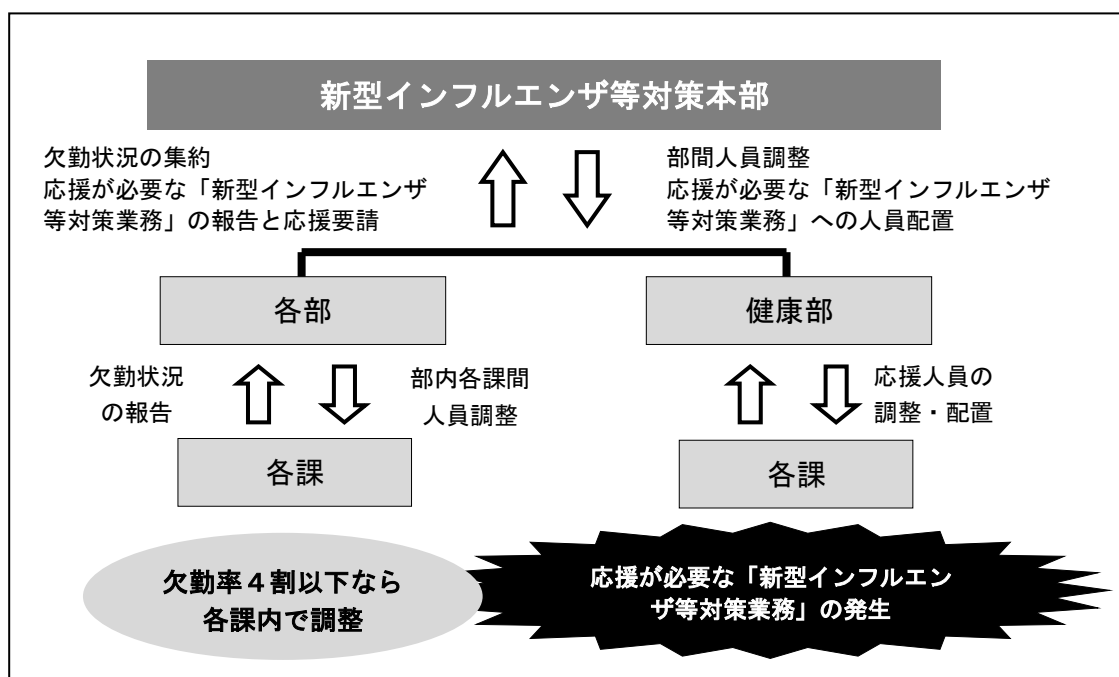
イ 全庁的な応援体制のための人員調整

都内感染期（緊急事態宣言下）における応援のための人員調整は、次の手順を基本とする。

- ① 各課は、出勤状況を確認し所属部に報告する。
- ② 各部（室・事務局）は、部の出勤状況を人事課に報告する。
- ③ 人事課は欠勤状況について集約し、新型インフルエンザ等対策本部に報告する。
- ④ 各課の欠勤率が4割以下の場合、課単位で人員調整を行う。
- ⑤ 欠勤率が4割を超える課がある場合、部単位で人員調整を行うが、部内での調整が困難な場合は、全庁的な応援要請を行う。
- ⑥ 欠勤率が4割を超える課が複数ある場合、「新型インフルエンザ等対策業務」の必要人員が不足する場合は、全庁的な応援要請を行う。

※都内感染期（緊急事態宣言下）以前でも、応援が必要な「新型インフルエンザ等対策業務」については、業務の発生が見込まれる時点で応援要請を行う。

人員調整のイメージ



ウ 事前の準備

- ① 各部は、新たに発生する新型インフルエンザ等対策業務について必要な人員及び資格・経験、資機材等のリストを作成する。
- ② 事前研修の実施等により「新型インフルエンザ等対策業務（新たに発生する業務）」に必要な経験や知識等を備えた職員の養成を図る。
- ③ 各課ごとに、応援要請があった場合の派遣体制のマニュアル及び応援要員により業務を執行する場合のマニュアルを作成する。
- ④ 応援体制による職員の服務等について、人事課及び人材育成等担当課は、関係各課と調整のうえ、対応マニュアルを作成する。

第3章 対策の基本項目の考え方と区への対応

本行動計画は、新型インフルエンザ等への対策の2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する」及び「区民生活に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、(1) サーベイランス・情報収集、(2) 情報提供・共有、(3) 区民相談、(4) 感染拡大防止、(5) 予防接種、(6) 医療、(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保の7つの基本項目に分けて、対策を定める。

1 サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等への対策を適時適切に実施するためには、国が海外での新型インフルエンザ等の発生迅速な察知、発生状況やウイルスの特徴等についての速やかな情報収集・情報分析を行う一方で、区においては、都と協力しながら地域における発生状況の迅速な把握や必要な対策を実施した上で、その結果を評価することが大切である。そのためには、サーベイランスを通じ情報を速やかに収集・分析し、その結果を関係者に迅速かつ定期的に還元して、効果的な対策に結びつけることが重要である。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、情報が限られていることから患者の臨床像等の特徴を把握するため、区は、都や医療機関等と連携し、平常時のサーベイランスに加え患者の全数をウイルス検査するなど、体制を強化する。

国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握はその意義が低下し、また、医療現場等の負担も過大となることから、重症患者を中心とした情報収集に切り替える。

2 情報提供・共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、都、区市町村、医療機関、事業者及び個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、各発生段階において、正確で迅速な情報提供及びコミュニケーションが重要である。

区は、住民に最も身近な存在であり、感染予防のための普及啓発をはじめ、相談窓口の設置、予防接種の実施、高齢者・妊婦・慢性疾患者等への支援など重要な役割を担う。特に、新型インフルエンザ等が発生した当初の病原性が不明な時点では、感染者はごく僅かであっても、報道内容が刻々と変わり、区民の不安が非常に大きくなるため、各発生段階に応じて、できる限り迅速にわかりやすい情報提供に努める。

また、情報の共有を図ることで、区民及び関係機関等が十分な情報を基に、適切な判断・行動がとれるよう促す。

迅速かつ遺漏なく情報を収集するため、平常時と同様のルートで都のそれぞれの担当部門と情報交換を行う。

(1) 区民・事業者への情報提供

ア 平常時の普及啓発

未発生期から、新型インフルエンザ等についての正しい知識と適切な予防策について周知を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際、特に発生初期における感染者への誹謗・中傷、感染が確認された地域への風評被害が起きないように、新型インフルエンザ等には誰もが罹患する可能性があり、患者やその関係者には責任がないこと、正しい知識を普及啓発する。

このため、リーフレット、ホームページ、ツイッター等により、新型インフルエンザ等の感染予防策を周知し、発生した場合は、都や区等からの情報に従って医療機関の受診をするなど、感染拡大防止策の普及啓発を図る。

イ 発生時の情報提供

区内における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関の受診や不要不急の場合は自力受診を行うなど救急車の適正利用の再徹底について、報道機関の協力やホームページ、ツイッター等の掲載により、迅速に情報提供する。

また、発生段階や政府が特措法第32条に基づき行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）に応じて、予防策の徹底などを呼び掛ける。

区に在住又は滞在する外国人に対しては、都や関係団体などの協力を得て、情報提供する。また、高齢者や障害者に対しては、関係団体などの協力も得ながら、インターネットを含めた多様な媒体を用い、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(2) 報道発表

区対策本部設置後は、報道関係の窓口を一本化し、発表内容は「新宿区新型インフルエンザ等対策本部報」として情報を一元的に管理する。

また、区全体の対応を分かり易くするため、区のホームページにも本部報を掲載し、情報を集約する。

患者等の個人情報の取扱いについては、人権に十分配慮する。

公衆衛生上必要な情報については、東京都との十分な連携の下、提供する。

(3) 医療機関等との情報連携体制

平常時から、東京都感染症地域医療体制ブロック協議会等を活用して情報の共有化を図るとともに、感染症指定医療機関(※1)や感染症診療協力医療機関(※2)、感染症入院医療機関(※3)との緊急時情報連絡体制を構築する。

※1 感染症指定医療機関

感染症法に規定された感染症（一類、二類、新型インフルエンザ等、指定感染症又は新感染症）に罹患した患者の入院医療を行う医療機関
（都内10医療機関、区内には、その他厚生労働大臣が指定する特定感染症医療機関が1医療機関（平成25年8月現在））

※2 感染症診療協力医療機関

感染症患者又は感染症が疑われる患者の受入体制を有し、診断確定に至るまでの経過観察を行う医療機関（必要に応じて1～2日間程度の入院扱いを含む。）
（都内82医療機関、区内3医療機関（平成25年8月現在））

※3 感染症入院医療機関

都内感染期に新型インフルエンザ等による入院患者を積極的に受け入れるために、病床・病棟等の利用計画、感染拡大防止策、診療継続計画（BCP）等を定めた医療機関
（区内7医療機関（平成25年8月現在））

3 区民相談

新型インフルエンザ等の発生による区民の不安を解消し、適切な感染予防策を促すため、最新の情報や医療機関への受診方法などについて各種相談に応じられるよう以下の相談体制を整える。

（1）健康相談

区民の不安を解消し、適切な感染予防策を促すため、海外発生後、速やかに保健所に「新型インフルエンザ相談センター」を設置する。発生当初は、後述するように、相談対応時に患者の受診先医療機関の案内及び受診時の注意事項等についての説明を行う必要があるため、保健所の開庁時間は保健所に設置し、夜間・休日においても、都が提供する場所において都内の保健所が共同で窓口を設置し、24時間対応する。サーベイランスによる情報収集や分析が進み、病原性や感染力が判明した段階で、状況に応じて相談体制の規模を縮小するなど、弾力的な対応をとる。

（2）その他の相談等

感染拡大を防止するには、人が集まることや、人と人とが対面する機会を減らすことが有効な対策の一つとして考えられる。このため、区は学校休業をはじめ、区民や事業者に対し、集会等の自粛を呼び掛ける。緊急事態が宣言され、都から区内の施設に対し使用制限等の要請があった場合は、周知等について適宜協力する。

区の施設についても、利用者に対する咳エチケットやマスク着用を呼び掛け、庁舎出入り口や利用時間の制限、休館など、病原性に応じて対応するとともに、イベントや講習会、試験等について、実施方法の変更や延期又は中止する。

これらの問合せへの対応は各部が行うが、複数の問合せに一定程度は回答でき、適切に問合せ先を案内できるよう、相談の多い問合せ窓口一覧を作成し、区のホームページに公表する。

また、新型インフルエンザ等の発生により、イベントの開催や施設の利用等が変更になったものについては、区のホームページに情報を再掲して集約するなど、重要な情報発信は複数で行い、利用者への周知を図る。

さらに、各部に寄せられた区民からの相談や情報を、区対策本部で情報共有し、必要な対策を講じる。

4 感染拡大防止

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで医療提供体制の整備に要する時間を確保し、患者数の急激な上昇を抑え、既存の医療資源、医療体制への負担を最小限に留めることを目的とする。

区は、国、都の要請に応じると共に、区民や事業者等に対し、以下の感染拡大防止策の協力を依頼する。

(1) 水際対策

区は、国、都の要請に応じ、発生時に発生国からの帰国者等に係る健康監視体制の整備、感染者の濃厚接触者等の健康監視の実施などについて、適宜協力する。

(2) 個人における感染拡大防止策

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策を実践するよう促す。

患者発生時には、当該患者に速やかに感染症指定医療機関等で適切な医療を受けさせるとともに、患者家族・同居者その他の濃厚接触者を迅速に把握し、健康観察及び感染を広げないための保健指導等を行う。

また、必要に応じ、不要不急の外出の自粛を呼び掛ける。

(3) 学校における感染拡大防止策

ア 区立学校

発生時には、学校医や区保健所と連携のもと、次のとおり感染拡大防止策を講じる。

新型インフルエンザ等の疑い又は罹患していると診断された児童・生徒への対応については、区保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講じる。

同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。

さらに、感染が拡大し都内で流行した場合、感染症の発生状況や医療体制等を勘案し、必要に応じ、全ての区立学校の閉鎖について検討する。

イ 私立学校

各学校設置者等に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、幼児・児童・生徒の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、都が臨時休業などの措置をとるよう要請した場合、周知に協力する。

(4) 施設の使用及び催物の開催制限等

ア 事業者

事業者に対して、従業員の感染予防策の励行など健康管理、発熱等の症状がある利用者の施設の利用制限の対応、催物における感染拡大防止策や自粛の呼び掛け、施設の使用制限など感染拡大防止策の協力を依頼する。これらの協力依頼は、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて行う。

平常時から、これらの発生時に実施し得る感染拡大防止策について、都と連携して検討し、あらかじめ区民や事業者に対し、発生時における感染拡大防止策への協力を求めることを周知する。

さらに、政府が緊急事態宣言を行ったときは、特措法に基づき政令の範囲内で都知事が都民への外出自粛の要請や事業者に対する施設の使用制限を要請する場合もあるため、事前に周知を重ね理解を求める。

イ 区の実施する業務

緊急事態宣言前であっても、感染拡大防止のためには、人と人が集まる機会を減らすことが有効な対策と考えられることから、自らが率先して、休止するイベントや利用制限をする施設を明らかにし、広く周知する。

行政手続など申請窓口で感染拡大を防止できるよう、来庁者の動線を整理し、来庁者や職員への感染リスクを低下させるよう、工夫する。さらに、郵便等を積極的に活用し、対面機会を減らすよう努める。

また、区の関連団体、委託業者に対しても、積極的な感染拡大防止策を実施するよう協力を依頼する。

<区の休止事業等（例示）>

区 分	休 止 事 業 等 の 例 （ 所 管 ）
閉鎖する 施 設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新宿文化センター（地域振興部） ○ 新宿コズミックスポーツセンター（地域振興部） ○ 新宿歴史博物館（地域振興部） ○ 元気館（健康部） ○ 図書館（教育委員会）
休止する イベント等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大新宿区まつり（文化観光産業部） ○ 若者のつどい（総務部） ○ いきいきハイキング（福祉部）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 路上喫煙対策（環境清掃部） ○ 国際交流の推進事業（文化観光産業部）

5 予防接種

予防接種には特定接種と住民接種の2種類がある。

これらの予防接種は、個人の発症や重症化を防ぎ、受診・入院患者数や重症者数を医療体制が対応可能な範囲内に収め、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることを目的とする。

(1) ワクチン

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、ウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

ワクチンの供給については、国がワクチン製造販売会社・販売業者及び卸業者や都道府県と連携して行う。

(2) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

- 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

- 新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員、地方公務員のうち以下の業務に従事する者
 - a. 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務に従事する者
 - b. 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務に従事する者
 - c. 民間の登録対象者と同様の職務に従事する者

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員については国を実施主体として、新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる地方公務員については当該地方公務員の所属する都道府県又は区市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなる。

(3) 住民接種

特措法において住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われた場合は、特措法第46条に基づき予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。

住民接種については、区を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう体制の構築を図る。

なお、国及び都は、特定接種又は緊急事態宣言時における住民接種を行うために必要と認める場合には、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示を行う。

【住民接種の規模】

住民登録者（約32万人）が各2回接種 ⇒ [例]20会場×500人余×30日×2回

6 医療

(1) 医療の目的

新型インフルエンザ等への対策において、医療は最も重要な対策である。新型インフルエンザ等がまん延した場合は、患者数の大幅な増大が想定される。医療の破綻を回避し、医療提供体制を維持しなければ、区民は感染した時に必要な医療を受けることができない。しかし、医療資源（医療従事者、病床等）には限度がある。このため、未発生期から区における医療関係機関等との連携・協力のもと、医療資源の効果的・効率的な活用のための体制をあらかじめ整備する必要がある。

(2) 医療提供体制

新型インフルエンザ等の発生時において、健康被害を最小限にとどめるためには、地域における限られた医療資源（医療従事者、施設等）を、効果的・効率的に活用する体制をあらかじめ整備しておく必要がある。

海外発生期から都内発生早期までにおいては、感染拡大を抑制する対策がもっとも有効であり、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等に罹患した患者（疑似症を含む。）は、感染症指定医療機関で入院治療を行う。ある程度限定された医療機関で外来診療、入院治療を行うことで、医療機関全体における混乱を回避するとともに、他の医療機関が都内感染期において新型インフルエンザ等の診療を行うための準備を行う期間にもなる。

（3）新型インフルエンザ等の発生時における対応

海外発生から都内発生早期までは、新型インフルエンザ相談センターから振り分けられた新型インフルエンザの罹患が疑われる患者を、都や区があらかじめ指定する新型インフルエンザ専門外来で診察する。専門外来で採取した患者の検体は管轄の保健所により東京都健康安全研究センターに運ばれ、ウイルス検査が行われる。検査結果は、保健所を通して新型インフルエンザ専門外来に伝えられる。専門外来は、診察から検査結果が判明するまでの経過観察を行う。

保健所は、新型インフルエンザ等患者について、重症度にかかわらず感染症指定医療機関への入院勧告を行う。ウイルス検査の結果が陰性であった患者については新型インフルエンザ専門外来において、重症度によって入院又は自宅療養の判断を行う。

なお、新型インフルエンザ等の患者が、新型インフルエンザ相談センターからの案内を受け新型インフルエンザ専門外来での診察を受ける場合以外に、他の一般医療機関を受診する可能性も否定できないことから、新型インフルエンザ専門外来に指定されない一般医療機関においても、感染期には、新型インフルエンザ等の患者の診療を行うことを念頭におき、新型インフルエンザ等の感染症の患者とそれ以外の患者との接触を避ける工夫や、医療従事者の感染防護に必要な資器材の準備など、個々の医療機関における院内感染防止対策を検討しておく。

都内感染期においては、新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担う。患者は新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接受診する。また、入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者についても、全ての一般入院医療機関において受け入れる。

区は流行段階に応じた医療機関の役割分担について区民をはじめ関係機関に周知する。

（4）臨時の医療施設等

臨時の医療施設については、特措法第48条第1項に基づき都が臨時に設置開設するが、同法第48条第2項により、都知事が必要と認めるときは、政令の定めるところにより、区長が当該施設における事務の一部を行う。

7 区民生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザは、区の人口の30%が罹患し、地域での流行が約8週間程度続くとされており、本人や家族の罹患等により従業員の最大40%が欠勤するとされている。これに伴い、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、区民生活及び経済活動への影響を最小限と出来るよう、都、区、医療機関、事業者及び区民は、発生時にどのように行動するか、事前に準備をし、発生時には互いに協力し、この危機を乗り越えることが重要である。

(1) 区民生活の維持

ア 食料・生活必需品の安定供給

区民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、買占めを行わないよう呼び掛ける。また、あらかじめ各世帯での最低限の食料品・生活必需品等の備蓄準備を行うよう周知する。

イ 高齢者等への支援

高齢者施設等の福祉施設（入所施設）の運営を維持するため、感染予防を徹底するよう呼び掛けるとともに、入所者の施設外部者との接触制限等により、感染拡大の防止に努める。

また、外出を自粛する高齢者等の食料・生活必需品の調達について、地域の実情に即し、町会等地域住民団体、ボランティア等に協力を依頼する。

ウ ごみの排出抑制

平常時のごみ処理の維持が困難な場合は、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、都と協力して、区民及び事業者にごみの排出抑制を周知する。

エ 行政手続上の申請期限の延長

特措法により、新型インフルエンザ等の発生時において、過去の大規模災害発生時のように、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となった。特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かり易く周知するとともに、区条例に基づく申請期限等においても、必要に応じて同様の措置を実施する。

(2) 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、遺体に対する適切な対応を行う必要があることから、遺族の意向や個人情報の保護に留意すると

ともに、備蓄している遺体収納袋等を活用するなど遺体からの感染を防止しつつ、火葬場を可能な限り稼働させるよう設置者に要請する。

また、感染状況に応じて都による集会の自粛要請も考えられることから、平常時に行っているような形態の葬儀が困難になる可能性があることについて、葬祭業者や住民の理解を得るよう努める。あわせて、新型インフルエンザ等により死亡した遺体の体液や排泄物からの感染を予防するため、手袋やマスク等が必要な場合があり、遺族への理解を得るよう努める。

区で発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるようにする。「埋火葬許可証」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法により「死亡診断書」により、迅速に埋火葬する特例措置を実施する。

さらに、一時的に死亡者が急増した場合は、遺体からの感染予防策を実施し、区の施設（スポーツセンター等）を遺体収容所とし、迅速に埋火葬を行う。

（3）事業者への支援

新型インフルエンザ等の感染拡大により、運転資金の確保等が困難となる中小企業を支援するため、相談窓口を設置するとともに状況により制度融資を実施する。

また、政府系金融機関において、新型インフルエンザ等緊急事態に関する特別な融資などの措置が行われた場合は、事業者への周知など適切に対応する。

事業者の感染予防策として、区が実施している建設業法に基づく許可など各種許認可については、事業者や関係者に与える影響をできるだけ軽減するため、対面業務を縮小し工夫しながら実施する。

さらに、個人の場合と同様に、許認可等の申請期限の延長の特例措置が実施された場合は、適切に対応する。

<緊急事態宣言時の措置>

患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、政府が緊急事態宣言（※1）を行ったときは、直ちに区対策本部（法定）を設置し、国の基本的対処方針（※2）及び本行動計画に基づき対処する。

新宿区の区域の全部又は一部が特措法第32条第1項第2号に掲げる区域（新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき地域）に該当した場合は、以下のとおりとする。

- 新型インフルエンザ等のまん延により、区がその全部または大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、区長は都知事に対し新宿区の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の全部又は一部の実施を要請することができる。（特措法第38条）
- 新宿区の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するために必要があると認めるときは、区長は都知事及び他の区市町村の長等に対し応援を求めることができる。（特措法第39条第2項、第40条）

なお、政府が都内を対象とする緊急事態宣言を解除した場合は、基本的対処方針に基づき、緊急事態宣言時の措置を縮小・中止する。

※1 緊急事態宣言（特措法第32条）

政府対策本部長が、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときに、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。

※2 基本的対処方針（特措法第18条）

政府対策本部が、発生したウイルスの病原性や流行の状況を踏まえ、政府行動計画のうちから対策を選択し決定する。

1 感染拡大防止

（1）緊急事態宣言時の施設の使用及び催物の制限等の考え方、措置の内容

都は、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「政令」という。）第11条による施設の区分ごとに、新型インフルエンザ等の感染リスク、社会生活の維持の観点等を踏まえ、特措法第24条及び第45条に基づく感染拡大防止に関する措置の対象、期間及び内容について、必要最小限となるよう総合的に判断した上、決定する。

また、都は、施設の管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対して、発生時に国が策定する基本的対処方針、発生した新型インフルエンザ等の病原性及び感染力に応じて、次に掲げる措置から、感染拡大防止と社会経済活動の維持のバランスを鑑み、適時適切に選択し、要請する。

区はこれを受け、各施設に協力を依頼する。また、区立施設については、都の決定前であっても必要に応じて対処する。

- 施設の使用の停止（特措法第 45 条）
- 感染防止のための入場者の整理（政令第 12 条）
- 発熱等の症状のある者の入場禁止（政令第 12 条）
- 手指の消毒設備の設置（政令第 12 条）
- 施設の消毒（政令第 12 条）
- マスクの着用など感染防止策の入場者への周知（政令第 12 条）
- その他厚生労働大臣が公示するもの

(2) 区民

都は、都民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域とする。（特措法第 45 条）

区はこれを受け、区民に協力を呼び掛ける。

2 予防接種

区は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、区民に対し、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

3 医療

医療機関、医薬品若しくは医療機器の製造販売業者又は販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。

都は、区及び国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅医療を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。

区はこれを受け、区内の臨時の医療施設と連携する。

4 区民生活及び経済活動の安定の確保

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。また、登録事業者は、医療の提供並びに区民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

区は、感染拡大を想定し、区民や事業者に対し、必要に応じ、以下の対応を行う。

（1）サービス水準に係る区民への呼び掛け

海外で大流行した場合は、輸入物資の減少などによる事業者のサービス提供水準が、また、国内で感染が拡大した段階においては、公共機関等によるサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることへの理解と協力を呼び掛ける。

（2）生活関連物資等の価格の安定等

区民生活及び事業活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等を要請する。

また、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、区民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、各相談窓口に寄せられた区民からの相談や情報を、対策本部で情報共有し、必要な対策を講じる。

（3）物資の売渡しの依頼等

対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し、物資の売渡しの協力の同意を得ることを基本とする。

また、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、区内の事業者に対し特定物資の保管を要請する。

（4）新型インフルエンザ等の発生時の配慮を要する者への生活支援

在宅の高齢者、障害者等の配慮を要する者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

（5）埋葬・火葬の特例等

火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。

また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を収容する施設等を直ちに確保する。

さらに、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

(6) 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち、当該新型インフルエンザ等緊急事態に対する適用が指定された場合は、適切に対応する。

(7) 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

政府系金融機関等が、中小企業等の業者の経営の安定に必要だと考えられる場合に、特別な融資を実施するなどの措置を実施する場合は、事業者へ周知するなど適切に対応する。